

日常生活用具の種目、上限価格、対象区分、給付対象者、性能等及び耐用年数

種目	(円) 上限価 格	対象 区分	給付対象者	性能等	耐用 年数
① 介護・ 訓練	154,000	在宅	下肢機能障害若しくは 体幹機能障害 2 級以上 の障害者	頭部及び脚部の傾 斜角度を個別に調 整できる機能を有 するもの	8 年
支援 用具	19,600	在宅	下肢機能障害若しくは 体幹機能障害 1 級の障 害者(常時介護を要す 者に限る。)又は下肢 機能障害若しくは体幹 機能障害 2 級以上の障 害児であって、原則と して 3 歳児以上のもの	<small>じょくそう</small> 褥瘡の防止又は失 禁等による汚染又 は損耗を防止でき る機能を有するも の	5 年
		在宅	知的障害者更生相談所 又は児童相談所におい て知的障害者(児)とし て判定され、障害の程 度が重度又は最重度で あるものであって、原 則として 3 歳以上のもの		
特殊マット (B)	60,000	在宅	下肢機能障害若しくは 体幹機能障害 1 級の障 害者等(常時介護を要 するものに限る。)であ	逆風装置又は空気 調整装置を備えた 空気パッドが装着 された空気マット	6 年

			<p>って、体位変換が困難なものである。ただし、医師の意見書等により必要性が認められるものであって、原則として3歳以上のもの。</p>	<p>であって、体圧を分散することにより圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。</p>	
特殊尿器	67,000	在宅	<p>下肢機能障害又は体幹機能障害1級の障害者等(常時介護を要するものに限る。)であって、原則として学齢児以上のもの</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの</p>	5年
入浴担架	82,400	在宅	<p>下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上の障害者等で、入浴に介護を要するものであって、原則として3歳以上のもの</p>	<p>障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの</p>	5年
体位変換器	15,000	在宅	<p>下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上の障害者等のうち、下着交換等にあたって家族等他人の介護を要するものであって、原則として学齢児以上のもの</p>	<p>障害者等又は介護者が体位を変換させるのに容易に使用し得るもの</p>	5年
移動用リフト	295,000	在宅	<p>下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上の障害者等であって、原則</p>	<p>介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用</p>	4年

				として3歳以上のもの	し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	
	訓練いす(障害児のみ)	33,100	在宅	下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上の障害児であって、原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年
	訓練用ベッド	159,200	在宅	下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上の障害者等であって、原則として学齢児以上のもの	腕、脚等の訓練ができる器具を備えたもので、頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
②	入浴補助用具	90,000	在宅	下肢機能障害又は体幹機能障害の障害者等のうち、入浴介助を要するものであって、原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器	4,450	在宅	下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上の障害者等であって、原則として学齢児以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年

<p>頭部保護帽 (A)</p>	<p>12,160</p>	<p>在宅 施設</p>	<p>(1) 下肢機能障害又は体幹機能障害の障害者等のうち、転倒等により頭部を強打する恐れのあるもの (2) 療育手帳の交付を受けたものうち、障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの (3) 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けたもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの</p>	<p>ヘルメット型で転倒の衝撃から頭部保護できるもの。ただし、スポンジ革を主材料とするもの</p>	<p>3年</p>
<p>頭部保護帽 (B)</p>	<p>36,750</p>	<p>在宅 施設</p>	<p>(1) 下肢機能障害又は体幹機能障害の障害者等のうち、転倒等により頭部を強打する恐れのあるもの (2) 療育手帳の交付を受けたものうち、障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に</p>	<p>ヘルメット型で転倒の衝撃から頭部保護できるもの。ただし、スポンジ革、プラスチックを主材料に作製するもの</p>	<p>3年</p>

			転倒するもの (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもののうち、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。		
T字状・棒状のつえ(一本つえのみ)	3,000	在宅施設	平衡機能障害、内部障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の障害者等であって、比較的障害の程度が軽度であり、歩行補助つえの使用により歩行機能が補完されるもの	木材(十分な強度を有するもの)又は軽金属を主体とするもの	3年
移動・移乗支援用具	60,000	在宅	平衡機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の障害者等のうち、家庭内の移動等において介助を必要とするものであって、原則として3歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補	8年

				助、段差解消等の用具 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
特殊便器	123,000	在宅	上肢機能障害２級以上の障害者等であって、原則として学齢児以上のもの	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
		在宅	知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害者(児)として判定された者(児)のうち、障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なものであって、原則として学齢児以上のもの	温水温風をだし得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	
火災警報器	15,500	在宅	身体障害２級以上の障害者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
		在宅	知的障害者更生相談所		

			又は児童相談所において知的障害者(児)として判定された者(児)のうち、障害の程度が重度又は最重度であるものであって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)		
自動消火器	28,700	在宅	身体障害2級以上の障害者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	8年
		在宅	知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害者(児)として判定された者のうち、障害の程度が重度又は最重度であって火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる		

				世帯である場合に限る。)		
	電磁調理器 (障害児を除く)	41,000	在宅	視覚障害 2 級以上の障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6 年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	7,000	在宅	視覚障害 2 級以上の障害者等で原則として学 齡児以上のもの	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	10 年
	聴覚障害者用 屋内信号装置 (障害児を除く)	87,400	在宅	聴覚障害 2 級以上の障害者	音、声音等を視覚、 触覚等により知覚 できるもの	10 年
③	透析液加温器	51,500	在宅	じん臓機能障害等で自 己連続携行式腹膜灌流 法 (CAPD) による透析療 法を行うもので原則と して 3 歳以上のもの	透析液を加温し、一 定温度に保つもの	5 年
在宅 療養 等支 援用 具	ネブライザー (吸入器)	36,000	在宅	呼吸器機能障害 3 級以 上又は身体障害者手帳 の交付を受けた者で、 医師の意見書等により 自己排痰が困難であ り、痰粘性を軽減し痰 の喀出を容易にするた め、霧状にした治療薬 剤等の吸入を目的に当 該用具が必要と認めら れる者に限る (一過性	障害者等又は介護 者が容易に使用し 得るもの	5 年

			のものではなく回復の見込みがないもの)。		
電気式たん吸引器	56,400	在宅	呼吸器機能障害3級以上又は身体障害者手帳の交付を受けた者で、医師の意見書等により自己排痰が困難であり、当該用具に依らなければ痰の喀出が困難であると認められる者に限る(一過性のものではなく回復の見込みがないもの)。	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500	在宅	人工呼吸器の装着が必要な障害者等又は介護者であり、医師の意見書等により当該用具を必要と認められるもの	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
酸素ボンベ運搬車(障害児を除く)	17,000	在宅	障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年
視覚障害者用体温計(音声式)	9,000	在宅	視覚障害2級以上の障害者等で、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5年
視覚障害者用体重計(障害児を除く)	18,000	在宅	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年
視覚障害者用	18,400	在宅	視覚障害2級以上の障	視覚障害者が用意	5年

	血圧計			患者。ただし、40歳未満のものについては医師の意見書により血圧計の必要性が認められるもの。	に使用し得るもの	
④ 情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	在宅	音声機能障害、言語機能障害又は肢体不自由の障害者等のうち、発声・発語に著しい障害を有し、当該用具によらなければ会話困難なものであって、原則として学齢児以上のもの	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援用具(障害児を除く)	—	在宅	宜野湾市障害者情報・通信支援用具給付事業実施要綱による。	宜野湾市障害者情報・通信支援用具給付事業実施要綱による。	—
	点字ディスプレイ(障害児を除く)	383,500	在宅	視覚障害及び聴覚障害の重複障害(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の障害者であって、当該用具が必要と認められるもの	文字等のコンピューター画面情報を点字等により示すことができるもの	6年
	点字器(標準型)	10,400	在宅 施設	視覚障害の障害者等であって、当該用具が必要と認められるもの	視覚障害者等が容易に使用し得るもので、点筆を含むものであること。	7年

点字器(携帯用)	7,200	在宅 施設	視覚障害の障害者等であって、当該用具が必要と認められるもの	視覚障害者等が容易に使用し得るもので、点筆を含むものであること。	5年
点字タイプライター	63,100	在宅	視覚障害2級以上の障害者等であって、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)	85,000	在宅	視覚障害2級以上の障害者等であって、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書が再生可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)	35,000	在宅	視覚障害2級以上の障害者等であって、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	99,800	在宅	視覚障害2級以上の障害者等であって、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に	6年

				変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	
視覚障害者用読書器	198,000	在宅	視覚障害の障害者等のうち、本装置により文字等を読む又は聞くことが可能になるものであって、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置に読みたい又は聞いたもの(印刷物等)を読み込ませることとで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は、文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力するもの	8年
視覚障害者用時計(障害児を除く)	13,300	在宅	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年
地デジ対応ラジオ	20,000	在宅 施設	視覚障害2級以上の障害者であって、原則として学齢児以上のもの	AM/FMラジオ、地デジ放送、緊急放送を受信することができるもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年
聴覚障害者用通信装置	71,000	在宅	聴覚障害の障害者等又は発声・発語に著しい障害を有する障害者等	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字	5年

			のうち、コミュニケー等により通信が可 ション、緊急連絡等の 手段として必要と認め られるものであって、 原則として学齢児以上 のもの	能な機器であり、聴 覚障害者等が容易 に使用できるもの	
聴覚障害者用 情報受信装置	88,900	在宅	聴覚障害の障害者等で あり、本装置によりテ レビの視聴が可能とな るもの	字幕及び手話通訳 付きの聴覚障害者 用番組並びにテレ ビ番組に字幕及び 手話通訳の映像を 合成したものを画 面に出力する機能 を有し、かつ、災害 時の聴覚障害者向 け緊急信号を受信 するもので、聴覚障 害者等が容易に使 用し得るもの	6年
人工喉頭(笛 式)	5,000	在宅 施設	音声言語機能障害の障 害者等であって、喉頭 を摘出したもの(医師 の意見書等により笛式 の必要性が認められる ものに限る。)	代用音声の用具で、 呼気によりゴム等 の幕を振動させ、ビ ニール等の管を通 じて音源を口腔内 に導き構音化する もの	4年
人工喉頭(電 動式)	70,100	在宅 施設	音声言語機能障害の障 害者等であって、喉頭	代用音声の用具で、 顎下部等にあてた	5年

				を摘出したもの(医師の意見書等により電動式の必要性が認められるものに限る。)	電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	
	人工喉頭(埋込型用人工鼻)	23,760	在宅施設	音声言語機能障害の障害者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	気管孔に取り付けるフィルター(HMEカセット)及びベースプレート(アドヒージブ)に限る	1か月
	点字図書	—	在宅	宜野湾市点字図書給付事業実施要領による。	宜野湾市点字図書給付事業実施要領による。	—
⑤ 排泄 管理 支援 用具	ストーマ装具(消化系)	8,860	在宅施設	直腸機能障害の障害者等。ただし、人工肛門造設者(児)に限る。	身体に装着して排泄物を溜める用具で低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。また、ストーマ装具の装着時に皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する用品も含む。	1か月
	ストーマ装具(尿路系)	11,640	在宅施設	膀胱機能障害の障害者等。ただし、人工膀胱造設者(児)に限る。	身体に装着して排泄物を溜める用具で低刺激性の粘着剤を使用した密封	1か月

				型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。また、ストーマ装具の装着時に皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する用品も含む。	
洗腸用具	12,000	在宅	蓄便用のストーマ造設者であって、医師において特に必要と認められた者	洗腸用具は、灌注(洗腸)排便法(ストーマから微温湯を注入し、大腸に刺激を与え、強制的に排便を促す方法)を行うために必要なもの	1 か月
紙おむつ	12,000	在宅	直腸機能障害又は膀胱機能障害の障害者等であって、治療によって軽快の見込みがないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができないもの	紙おむつ、サラシ、ガーゼ等、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	1 か月
		在宅	先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する		

			<p>神経障害による高度の排尿機能障害又は排便機能障害のある障害者等及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある障害者等であって、紙おむつ等の用具類を必要とするもの (3歳以上のもの)</p>		
		在宅	<p>脳性麻痺等脳原性運動機能障害の障害者等のうち、判定所又は医師の意見書等により排尿若しくは排便の意思表示が困難なものであって、紙おむつ等の用具類を必要とするもの (3歳以上のもの)</p>		
収尿器(男性用)	7,700	在宅施設	<p>下肢機能障害又は体幹機能障害の障害者等であって、脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とするもの</p>	<p>収尿のための用具で、採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの</p>	1年
収尿器(女性用)	8,500	在宅施設	<p>下肢機能障害又は体幹機能障害の障害者等であって、脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とするもの</p>	<p>収尿のための用具で、採尿器と蓄尿袋</p>	

				<p>あつて、脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とするもの</p>	<p>で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの</p>	
⑥	居宅生活動作 住宅 補助用具 改修 費	—	在宅	<p>宜野湾市障害者等住宅改修費給付事業実施要領による。</p>	<p>宜野湾市障害者等住宅改修費給付事業実施要領による。</p>	—